

第4章

計画の推進

推進体制の充実と計画の進捗管理

この計画を総合的・効果的に推進していくためには、行政はもとより市民、事業所、各種団体など地域社会が一体になって取り組むことが大切です。

また、男女共同参画施策は広範多岐にわたるため、あらゆる施策を男女共同参画の視点で見直し、庁内関係各課の調整と連携を図る必要があります。

(1) 市民、事業所、各種団体との連携

市民、事業所、各種団体で構成する会議を設置し、計画の推進が実効性のある取組となるよう連携の構築に努めます。

また、女性リーダーの育成及び女性団体の横の連携を図るため、女性団体による会議の設置に努めます。

進捗状況については定期的に把握し、その評価を行い、公表し、意見提言を取り入れ、計画に示す基本理念の実現と施策の充実に努めます。

(2) 庁内関係各課や行政関係機関との連携

庁内各課の連携を図り、計画を総合的かつ効果的に推進するための体制づくりに努めます。

また、国、県等の行政機関や他の市町村との情報交換や相互協力のもと、計画を推進していきます。